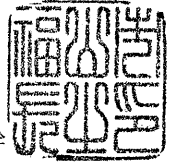


福山市成果連動型介護予防プロジェクト業務について、委託業者を選定するため、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2024年（令和6年）3月22日

福山市長 枝広 直幹



2. 業務概要

(1) 業務名：福山市成果連動型介護予防プロジェクト業務

(2) 業務場所：福山市内

(3) 業務内容：本事業は、介護認定のない高齢者を対象に、身体活動、社会参加、食生活・口腔機能のフレイル予防要素に基づく介護予防プログラムを実施することで、介護予防につながる行動変容を促進し、自身で介護予防に取り組むきっかけを作ることを目的として実施するものです。なお、事業実施に当たっては、活動メニューの固定化や無関心層への周知、活動場所の確保、担い手不足等の社会的課題の解決を図り、PFS（成果連動型民間契約方式）の手法を活用して成果に応じて対価を支払います。

詳細は別紙のとおりです。

(4) 業務履行期間 契約締結の日から2028年（令和10年）3月31日まで

3. 委託費（見積限度額）

(1) 委託費（見積限度額）

委託費の上限は64,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とします。

〈内訳〉事業費：60,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

プロモーション費：4,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(2) 参考見積書

参考見積書は、事業費、プロモーション費に分けて提出すること。

また、参考見積書の金額が事業費及びプロモーション費の限度額を超過した場合は失格とします。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生

手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 福山市内に本店又は支店を有する者。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号に規定しない者であること。

4 評価基準・評価項目

福山市成果連動型介護予防プロジェクト業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行います。

評価項目は別紙参照。

5 受注候補者の特定

評価委員会における評価が最も高い者を市長が本業務の受注候補者として特定します。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局：福山市保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課

福山市東桜町3番5号

TEL 084-928-1189

E-mail：koureisha-shien@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公 告	2024年（令和6年）3月22日（金）
実施要領等の配付期間	2024年（令和6年）3月22日（金）から 同年4月12日（金）まで
質問書受付期間	2024年（令和6年）3月22日（金）から 同年4月2日（火）午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2024年（令和6年）4月5日（金） 市ホームページに掲載します。
参加申込書の受付期間	2024年（令和6年）4月5日（金）から 同年4月12日（金）午後5時まで
企画提案書の提出者の選定通知	2024年（令和6年）4月15日（月）
企画提案書の受付期間	2024年（令和6年）4月16日（火）から 同年5月13日（月）午後5時まで
プレゼンテーション（ヒアリング）の実施	2024年（令和6年）5月中旬
企画提案書の選定通知	2024年（令和6年）5月下旬

(3) 実施要領（募集要項）等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2024年（令和6年）3月22日（金）から同年4月12日（金）

イ 配付場所

(1)に同じ。

※ 福山市ホームページからもダウンロードできます。

(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/koreisha/>)

(4) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。
- ・企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査します。

(5) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、見積書（事業費）の金額の低い者を受注候補者に決定します。

7. 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとします。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となりますが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が提出した見積書の額と同額になるとは限りません。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とします。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2の委託費（見積限度額）を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領（募集要項）の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合 等

9 その他

詳細は、福山市成果連動型介護予防プロジェクト業務に関するプロポーザル実施要領に定めるところによります。